## マイナンバーを未提出の状態で 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

## 一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーをまだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもってNISA口座が廃止される可能性があります。下図参照)

- ※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座 (一般口座または特定口座)に払い出されます。
- ※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設手続を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。
- ※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に 一般NISA口座を開設された方

2017年以前に 一般NISA口座を開設された方で 2018年以降も NISAを利用している方(※1) マイナンバーは提出済みですので 2022年以降も引き続き NISA口座を利用できます

2017年以前に 一般NISA口座を開設された方で 2018年以降、 NISAを利用していない方

マイナンバーを提出していない場合は 2022年1月1日をもって一般NISA口座が 廃止される可能性があります(※2)

※1. NISA口座で買付を行っていなくとも、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくてもつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。 ※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年 以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限 までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

